

## 新型インフルエンザへの対応について <第4版>

平成21年5月17日  
新型インフルエンザ対策本部長

新型インフルエンザについては、5月17日(17時)現在、神戸市や茨木市の高校に通う複数名の生徒について感染が確認されるなど、国内での感染拡大が懸念されており、政府は、これまで第1段階(海外発生期)としていた行動計画の対策レベルを第2段階(国内発生早期)に移行しました。

このような状況の中、本日、対策本部を開催し、これまで講じてきた海外への渡航および帰国・来日に関する対策に加え、国内感染の予防に対する取扱いを追加し、下記のとおり対応することとします。

なお、本情報は、現時点におけるものであり、今後、状況の変化によって、情報が更新されますので、本学のホームページを随時確認してください。

### 記

#### <臨時休業(休講)について>

吹田地域で新型インフルエンザ感染者が確認されたことにより、次のとおり、休講とします。

- 1 休講期間  
平成21年5月17日(日)から5月23日(土)まで(7日間)
- 2 対象となるキャンパス等  
千里山キャンパス、高槻キャンパス、天六キャンパス、心斎橋オフィス
- 3 対象となる学生  
全学部学生及び大学院生(聴講生及び科目等履修生等も含む)
- 4 休講期間中は、自宅にて学習してください。

#### <休講期間中のキャンパス立ち入りについて>

上記キャンパス等への立ち入りは、原則、禁止とします。

#### <エクステンション・リードセンターについて>

休講期間中は、同センターの講座もすべて休講とします。

#### <課外活動について>

休講期間中は、対外試合など学外での活動を含め、全面禁止とします。

#### <各種行事について>

本学が主催する各種行事は原則、中止または延期とします。詳細については、各事務室に確認してください。

#### <大学院学内進学出願手続きについて>

大学院学内進学出願手続きについては、休講期間中も行っておりますので持参または、郵送してください。

## < 感染予防について >

今般の新型インフルエンザへの感染は、飛沫感染や接触感染が主なルートとされており、日常の予防対策を講じることによって、感染を防止することが有効とされています。

### 【飛沫感染】

感染した人の咳、くしゃみ、つばなどとともに放出されたウイルスを健康な人が吸い込むと感染することがあります。

マスクを着用することにより、ウイルスの吸引を防止します。咳やくしゃみのしぶきは、約2メートル飛ぶとされていますので、咳きこんでいる人にはできるだけ近づかないようにしてください。

### 【接触感染】

感染した人がくしゃみや咳を手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に他のもの（机、ドアノブ、つり革、スイッチなど）に触ると、ウイルスが付着することがあります。

その付着したウイルスに健康な人が触れた後に目、鼻、口に再び触れると、粘膜・結膜などを通じて感染することがあります。

外出したら手洗いとうがいを必ずしてください。手洗いは石鹸を使って最低15秒以上行い、洗った後は清潔なタオルやペーパータオル等で水を十分に拭き取りましょう。また、咳やくしゃみを手で覆った場合も必ず手洗いをしてください。

感染予防の詳細については、下記の厚生労働省のホームページを参照し確認してください。

【厚生労働省ウェブサイト「新型インフルを知るために」】

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/infl\\_what.html#infl\\_01](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/infl_what.html#infl_01)

## < 健康管理について >

発熱、頭痛などの症状のほか、のどの痛みや鼻水など風邪のような症状がある場合（気管支炎、肺炎などが併せて起こり重症化することもある）または、感染の可能性に心当たりがある場合は、速やかに居住する地域保健所に電話のうえ相談し、併せて保健管理センターまで報告してください。

なお、万一、地域保健所等で「新型インフルエンザの疑い」と診断された場合は、速やかに保健管理センターまでご連絡ください。

【保健管理センター連絡フォーム】（<https://www.kansai-u.ac.jp/global/top/faq.cgi?id=505>）

【大阪府保健所所在地】

<http://www.pref.osaka.jp/chiiki/kenkou/influ/hokensho.html>

【兵庫県保健所所在地】

[http://web.pref.hyogo.jp/hw12/hw12\\_000000097.html](http://web.pref.hyogo.jp/hw12/hw12_000000097.html)

【京都府保健所所在地】

<http://www.pref.kyoto.jp/shinflu/index.html>

【奈良県保健所所在地】

[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-9825.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-9825.htm)

## < 海外渡航について >

### < 出国に関する措置 >

新型インフルエンザの感染および感染が疑われている国・地域への渡航については、外務省の「安全対策の目安」(外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>) を基準に、原則以下のとおりとします。

#### 1 国・地域別の渡航に対する取扱い

- (1) 渡航延期勧告が出ているメキシコへの渡航については、原則認められません。
- (2) アメリカ・カナダへ渡航する場合は、十分に注意してください。
- (3) それ以外の地域へは、注意して渡航してください。

出発までに本学および国内外の関係各機関から提供される情報を積極的に収集し、常に最新情報を取得するよう心掛けてください。

#### 2 本学への届出

感染予防の措置として、次の事項を渡航前に必ず保健管理センターまで届け出てください。

【保健管理センター連絡フォーム】 (<https://www.kansai-u.ac.jp/global/top/faq.cgi?id=505>)

- (1) 所属(学籍番号)・氏名・緊急連絡先
- (2) 渡航予定の国名および地域
- (3) 出発日と帰国日
- (4) 航空便の便名(乗り換え便も含む)

### < 帰国・来日時時の措置 >

新型インフルエンザは感染から発症まで潜伏期間があるとされており、帰国・来日直後では自覚症状がない場合が考えられます。つきましては、帰国・来日された場合は、原則以下のとおりとします。なお、同居家族の方が帰国された場合も同様の取扱いとします。

#### 1 帰国・来日後の自宅待機について

##### (1) メキシコからの場合

健康状態等に十分注意し、他者との不必要な接触を避け、帰国後7日間の自宅待機とします。

##### (2) アメリカ・カナダからの場合

機内検疫で有症者が発生した場合

ア.濃厚接触者

検疫官の指示に従うとともに、必ず保健管理センターに連絡してください。

イ.同乗者

健康状態等に十分注意し、他者との不必要な接触を避け、帰国後7日間の自宅待機とします。

機内検疫で有症者の発生が確認されなかった場合

他者との不必要な接触を避け、2日間の自宅待機とします。また、帰国後7日間は、感染防止のため、外出時は必ずマスクを着用してください。

##### (3) それ以外の国・地域からの場合

空港検疫検査場で有症者が発生した場合

検疫官の指示に従うとともに、必ず保健管理センターに連絡してください。

空港検疫検査場で有症者の発生が確認されなかった場合

健康状態等に十分注意し、異常がないことを確認した上で、行動してください。また、帰国後7日間は、感染防止のため、外出時はマスクをするようお願いします。

[【保健管理センター連絡フォーム】](https://www.kansai-u.ac.jp/global/top/faq.cgi?id=505) ( <https://www.kansai-u.ac.jp/global/top/faq.cgi?id=505> )

## 2 本学への届出

(1) 感染予防の措置として、帰国・来日後速やかに、次の事項を必ず保健管理センターまで届出てください。

ア 所属(学籍番号)・氏名・緊急連絡先・帰省(滞在)先住所

イ 渡航していた国名・地域

ウ 出発日と帰国日

エ 航空便の便名(乗り換え便も含む)

(2) 利用した航空便の情報(便名、座席位置)を記録し、常に最新情報に注意しながら、健康管理に努めてください。

なお、利用した航空便から有症者が確認された場合は、濃厚接触者、同乗者であるかどうかを問わず、速やかに居住する地域保健所に電話のうえ相談し、併せて保健管理センターまで報告してください。

[【保健管理センター連絡フォーム】](https://www.kansai-u.ac.jp/global/top/faq.cgi?id=505) ( <https://www.kansai-u.ac.jp/global/top/faq.cgi?id=505> )

(ご参考)

(濃厚接触者の定義)

入国時、新型インフルエンザの感染を疑う者に同行した家族及び友人、渡航中行動をともにした集団・添乗員、搭乗(航行)中に世話をした乗務員(乗組員)、機内船内において一定距離内(検疫所が、機内の気流、空調、感染した者の動きなども勘案し、適宜判断する)に着座していた者等をいう。

定義については、症例定義が明らかになり次第、適宜、修正・追加等を行い、明確にさせるものとする。

<厚生労働省ガイドラインより>

## 3 発症またはそのおそれがある場合の取扱い

帰国・来日後、発熱、頭痛などの症状のほか、のどの痛みや鼻水など風邪のような症状のある方(気管支炎、肺炎などが併せて起こり重症化することもある)または、感染の可能性に心当たりがある方は、速やかに居住する地域保健所に電話のうえ相談し、併せて保健管理センターまで報告してください。

なお、万一、地域保健所等で「新型インフルエンザの疑い」と診断された場合は、速やかに保健管理センターまでご連絡ください。

[【保健管理センター連絡フォーム】](https://www.kansai-u.ac.jp/global/top/faq.cgi?id=505) ( <https://www.kansai-u.ac.jp/global/top/faq.cgi?id=505> )

【新型インフルエンザに関する情報の入手先】

- ・厚生労働省 <http://www.bm.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>
- ・大阪府庁 <http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/chiiki/kenkou/influ/influ.html>
- ・文部科学省 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/influtaisaku/](http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/)
- ・国立感染症研究所 感染症情報センター [http://idsc.nih.go.jp/disease/swine\\_influenza/index.html](http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/index.html)
- ・WHO <http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/index.html>